

令和 4 年 6 月 3 日現在

機関番号：15501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01347

研究課題名(和文)ヘイトスピーチ・フェイクニュースに関する多元的法規制について

研究課題名(英文)Pluralistic Regulations on Hate Speech and Fake News

研究代表者

櫻庭 総 (SAKURABA, OSAMU)

山口大学・経済学部・教授

研究者番号：80546193

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：ヘイトスピーチ規制の保護法益を、平穏生活権といった個人的法益とその集合体である平穏生活環境という社会的法益に区別できることを明らかにした。前者の個人的法益に着目することで、集住地区でなされる不特定型のヘイトスピーチに対する民事的、刑事的規制が可能であることを明らかにした。後者の社会的法益に着目することで、インターネット上のヘイトスピーチに対する行政的規制が可能であることを明らかにした。このようにヘイトスピーチに関する多元的法規制の在り方を具体的に示すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでヘイトスピーチ規制については、ヘイトスピーチが単なる不快表現とは異なることを示すため、その害悪、侵害法益が種々論じられてきたが、規制手段との組み合わせを意識してこれを論じる見解はなかった。これに対して、本研究ではヘイトスピーチの侵害法益に複数の側面があることを整理したうえで、規制手段に応じた保護法益に着目することで、民事、刑事、行政規制のすみ分けを示すことができただけでなく、従来の学説の枠組みでは規制が困難とされてきたインターネット上のヘイトスピーチについても規制を可能とする理論を示すことができた。

研究成果の概要(英文)：We clarified that the legal interests protected by hate speech regulations can be distinguished between individual legal interests, such as the right to peaceful living, and social legal interests, the aggregate of which is the peaceful living environment. By focusing on personal legal interests, it is clear that civil and criminal regulation of unspecified types of hate speech made in catchment areas is possible. By focusing on the social legal interest, the study revealed that administrative regulation of hate speech on the Internet is possible. In this way, we were able to concretely demonstrate the state of pluralistic laws and regulations regarding hate speech.

研究分野：刑法

キーワード：ヘイトスピーチ 集団侮辱罪

1. 研究開始当初の背景

ヘイトスピーチ解消法が施行されたが、同法は理念法であり、罰則はもとより禁止規定も存在しない。そのため、一方では、禁止規定がないために各地方自治体で対応に差が生じる等の問題が発生しており、他方では、一部地域やインターネット上では相変わらず悪質なヘイトスピーチが見受けられる。

これに対処するため、先行研究では、一定の属性に基づく不特定集団に対する侮辱罪(集団侮辱罪)の立法論を展開する見解も散見される。しかしながら、これらの見解には以下の問題点があるように思われる。第一に、この見解は、従来通説・判例が不可罰としてきた、一定の属性に基づく不特定集団(外国人、女性等)に対する表現を一律に可罰的とする主張であり、処罰範囲が過度に広汎となる危険性を払拭できない。第二に、憲法学では、面前でなされた場合や、マイノリティ集住地区でなされたものに限定して規制可能性を説く限定的規制説が見られる一方、こうした憲法学説への言及が十分ではなく、日本国憲法下での表現の自由保障との整合性が十分に図られているとはなお言い難い。第三に、こうした問題点を抱えたまま立法論として主張されるため、その実現可能性は乏しいと言わざるを得ず、結局のところ規制を要請する被害者に資する理論ともならないおそれがある。

2. 研究の目的

従来の先行研究における「問い」は、もっぱら「従来不可罰であったヘイトスピーチを刑事立法によって新たに処罰すべきか」に収斂し、したがって、その前提も「刑事規制か放任か」という二者択一的な枠組みであったと言える。

これに対して、本研究課題の核心をなす学術的「問い」は、「刑法以外も含む多元的な法システム全体による規制を想定した場合、刑事規制に求められる適切な処罰範囲(守備範囲)は何か?」である。すなわち、二者択一の議論ではなく多元的、複層的に議論を展開し新たな法解釈を導き出すことにある。

したがって、本研究の目的は、現行法解釈で処罰可能な狭義の種類と刑事罰以外の単純禁止規定および各種行政的規制で対応すべき広義の種類に区別することを通じて、このような新たな「多元的法規制の視点」が、ヘイトスピーチ問題の解決には有用かつ可能であると示すことである。

3. 研究の方法

(1) 第一に、名誉毀損罪・侮辱罪で可罰的な狭義のヘイトスピーチの範囲を明らかにするため、ドイツ刑法の集団侮辱に関する学説・判例を検討し、そこで得られた知見とわが国の憲法学での限定的規制説との接合性に関する検討、わが国の判例での展開可能性に関する検討を行う。

これらを通じて、一見して不特定の集団に対する表現に見えながら、一定の要件により、見渡すことが可能な狭い人的範囲および特定の個人を念頭に置いていると判断できる表現については、特定人に対する(可罰的)表現として解釈可能であることを明らかにする。

(2) 第二に、刑法以外で対処すべき広義のヘイトスピーチの範囲を明らかにするため、当初はドイツのネットワーク執行法の検討を行っていた。

しかし、研究遂行中に、2020年に、集住地区でのヘイトデモについて平穏生活権侵害を認められた横浜市差別のない人権尊重のまちづくり条例が制定され、そこでの保護法益も平穏生活権であるとされた。ヘイトスピーチ規制の立法論が現実味を帯びるとともに、新たな保護法益の位置づけがなされたことから、ヘイトスピーチの保護法益に関する研究と立法論の視点からの検討に重点を移行させ、ヘイトスピーチ規制の保護法益論から刑事規制、民事規制、行政規制による多元的法規制の視点を明らかにすることとした。

4. 研究成果

(1) 名誉毀損罪・侮辱罪で可罰的な狭義のヘイトスピーチの範囲に関する研究から明らかにできたことは次のとおりである。

集住地区でのヘイトスピーチ規制を合憲とする近年の憲法学の限定積極説による問題提起は、刑法学では名誉毀損罪・侮辱罪における対象の特定性の問題と捉え直すことで、刑法の判例・通説の立場と矛盾せず受け止めることができる。ドイツの集団侮辱は3類型に整理でき、「集団に隠れた個人への侮辱」類型、「一括侮辱」類型および「不真正集団侮辱」類型であり、大規模集団に向けられた表現に関しては、とりわけ「一括侮辱」類型における個人関連性要件が認められるが問題となるところ、通常は「数量的な概観可能性」のない大規模集団については個人関連性が認められないが、「明確な輪郭をもった部分集団」基準により、数量的に概観不可能な人間集団に向けられた表現であっても、特別な状況から、その客観的意味内容によると(集団侮辱適格のある)小規模の部分集団の構成員のみが想定される場合は、部分集団の構成員全員に対する

侮辱が成立しうる。

これに関して、近年、部分集団基準の論理によって、通常であれば集団侮辱適格のない「警察」に向けられた ACAB (All Cops Are Bastards の略語) 表現について集団侮辱を認める裁判例が複数示され、これらに対する憲法異議が提起されたため、連邦憲法裁判が意見表明の自由との関係から限定解釈を図る判決が言い渡された (BVerfG 1 BvR 257/14、BVerfG 1 BvR 2150/14、BVerfG 1 BvR 1593/16、BVerfG – 1 BvR 2832/15)。これらの判決を検討した結果、具体的には次のような成果を得た。一見して「朝鮮人」一般に向けられた表現であっても、四圍の客観的状况等から、「これ見よがしにあからさまに」集住地区の在日コリアン個人々々人に向けたといえる行為態様であれば、これに集団侮辱を適用する余地がある。集住地区以外でも、不特定多数人の聴衆がいる中で、特定個人に向けられていると推知できる場合は、特定人に向けた表現と解することができる。

(2) 現行刑法の解釈論によって規制可能な狭義のヘイトスピーチの範囲は以上のとおりであるが、それ以外の広義のヘイトスピーチに対する規制について明らかにできたことは次のとおりである。

近年、学説ではヘイトスピーチ規制の保護法益として人間の尊厳に着目する見解が多数を占めているが、その具体的な内容は論者によって大きく異なっている。それらの見解で言及されているさまざまな内容につき、ヘイトスピーチ規制の保護法益と解すべきかを個別に検討した結果、ヘイトスピーチ規制の保護法益は「人間の尊厳の社会的情報状態」というべきものであり、それを個人的法益の側面からは「平穩生活権」と捉えられ、社会的法益の側面からは「平穩生活環境」と捉えられることを明らかにした。

このように保護法益を整理することで、その性質に応じた以下のような多元的な法規制の可能性を明らかにした。

個人的法益である「平穩生活権」に依拠するアプローチは、ヘイトスピーチの向けられた集団に属する個人が民事救済を求める場合に有益である。裁判実務は、大規模集団に向けられた差別的言動につき名誉毀損を理由とする損害賠償を求めた事案において、原告ら個人々々の社会的評価が低下したとはいえないとする。平穩生活権侵害を理由とするアプローチは、大規模集団に向けられたヘイトスピーチに対する民事規制の新たな可能性を開くものといえる。

もっとも、個人の平穩生活権の侵害は、前述の横浜地川崎支決の事案のように、特定地域でのヘイトデモなど限定された状況下でなければ認められにくい。特定の地域におけるヘイトデモは、そこでヘイトスピーチの攻撃対象はあくまで大規模集団であって特定人に向けられたものでないため、その規模や影響等を考慮してその地域に住む当該集団構成員の平穩生活権を侵害するものであることが認定される必要がある。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例についても、「居住する地域において平穩に生活する権利」が保護法益であるとされるが、本条で禁止される不当な差別的言動は、公共の場所において拡声器等を手段とするものに限定されていることから、やはり特定の地域におけるヘイトデモが主として想定されており、インターネットは規制の対象となっていない。

これに対して、社会的法益である「平穩生活環境」に着目するアプローチは、個人的法益の側面に着目するアプローチでは規制が困難である書籍やインターネット上の表現など、まさに不特定多数への拡散力の強いメディアを通じた形態でのヘイトスピーチを規制対象とすべきことになる。また、社会的法益の侵害に対しては、民事による救済が困難であるところ、刑事による規制がよりふさわしいといえる。

しかしながら、刑事規制の対象とする場合、前述したように、罪刑法定主義の内容である明確性原則および内容適正原則から、その処罰範囲は限定されたものとならざるを得ない。平穩生活環境が侵害ないし危殆化されることが明らかな極めて悪質な態様のヘイトスピーチに限定されることになろう。Waldron はヘイトスピーチを環境汚染にたとえ、それ単独では軽微な行為であっても規制すべきことを主張したが、刑事規制を主として検討する限り、公害罪法のような限定された規制とならざるを得ない。大気汚染防止法や水質汚濁防止法では排出基準、排水基準違反に対する直罰が規定されているが、ヘイトスピーチではそのような「基準値」を設定し、実際に測定することはより困難であるように思われる。

したがって、平穩生活環境を保護するためには、刑事罰を想定しない行政規制を活用することが考えられよう。行政規制といっても様々な手法がありうるところであるが、近年は諸外国における人権委員会による和解・調停による解決が注目されており、これによる対処が適切である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 櫻庭総	4. 巻 69巻6号
2. 論文標題 ヘイトスピーチ規制の保護法益と人間の尊厳	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 山口経済学雑誌	6. 最初と最後の頁 1-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 櫻庭総	4. 巻 777
2. 論文標題 ヘイトスピーチを伴うSNS上の表現と脅迫罪	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 49-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 櫻庭総	4. 巻 67巻6号
2. 論文標題 ヘイトスピーチと集団侮辱	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 山口経済学雑誌	6. 最初と最後の頁 93-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 櫻庭総
2. 発表標題 ヘイトスピーチ規制における刑法上の諸論点
3. 学会等名 刑法学会第99回大会ワークショップ
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Shinji Higaki, Yuji Nasu, Osamu Sakuraba, Asushi Kondo, Shigenori Matsui, Ayako Hatano, Takanori Yamamoto, Ryangok Ku, Masayoshi Kaneko, Kensuke Kajiwara, Katsuo Yakura, Il-song Nakamura, Shiki Tomimasu, Toru Mori, Keigo Obayashi, Naoto Higuchi, Fumiaki Taka, Kazuo Ogura, Shinji Uozumi	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Cambridge university press	5. 総ページ数 506
3. 書名 Hate Speech in Japan	

1. 著者名 櫻庭総・明戸隆浩・金尚均・豊福誠二・師岡康子・瀧大知・小谷順子・奈須祐治・桧垣伸次・梶原健佑・内田博文・楠本孝・中村英樹・田島久義・阿部浩己・中村一成・崔栄繁・寺中誠・山本崇記	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 232
3. 書名 ヘイトスピーチに立ち向かう：差別のない社会へ	

1. 著者名 桧垣 伸次、奈須 祐治、梶原 健佑、櫻庭 総、成原 慧、中村 英樹、村上 玲、森口 千弘、玉蟲 由樹	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 192
3. 書名 ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------